

平成29年度結婚新生活支援事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 島根県

市町村名	吉賀町
事業名	吉賀町結婚新生活支援事業
事業の趣旨・目的	<p>○吉賀町総合戦略では「子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して」を基本理念にかかげ、保育料・給食費無料・医療費無料・放課後児童クラブ無料などの子育て支援を行っている。しかし出生数に関してばらつきがあるものの、平成18年には52人の出生があったが、平成28年には29人と出生数が約半分になっている。吉賀町では『出会い・結婚・出産・子育て』を総括して支援することを課題としてとらえて、出会いでは「近隣市町村との広域での出会いイベント」、子育てでは「子育て世代包括支援センターの設置」を計画しており、地域を巻き込んだ取組みを実施している。</p> <p>○上記の結婚に対する支援として、経済的な理由により結婚に踏み切ることができない方に住居費等の経済的支援を行う。この事で結婚への一歩を踏み出すことができると共に、少子化対策の推進にもつながると考える。</p>
地域の実情と課題	<p>○平成17年に7362人いた人口が、平成28年には6398人と概ね毎年100人程度の減少を続けている吉賀町では人口対策が直近の課題である。また、平成27年の国勢調査を見ると、20～39歳の人口954人に対して、有配偶者数449人、未婚者数467人と約2人に1人が結婚をしていない状況にあり、若い年齢での結婚を推進していくことが必要である。</p>
市町村における結婚支援の全体像及びその中の本事業の位置づけ	<p>○吉賀町子育て総合戦略においても、「子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して」を目標とし、『出会い・結婚・出産・子育て』の切れ目の無い支援を戦略としてかかげている。すでに子育てに関しては上記にあげた各種利用料等の無償化等経済的支援を行っているが、今後は出会い・結婚に対する支援の強化が必要課題となっており、次の事業を実施する。</p> <p>①出会い支援 未婚の20・30歳代をターゲットとして本人のセンスアップを行いつつ、結婚することの意識付けや動機付けを向上するための講演会を行い、受講者を婚活イベントに繋げていく事により、イベントの活性化が見込まれ婚姻数の増加が見込まれる。</p> <p>②結婚支援 経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者に対して住居費等の経済的支援を行う事により、婚姻数の増加が見込まれる。 本事業は上記の②の取組に位置づけられる。</p>
重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標	<p>吉賀町子育て総合戦略における婚姻数の数値目標は、以下の通りとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得340万円未満の未満の新婚世帯を6件と見込んでいる。支給見込世帯6件のうち50%にあたる3件（平成28年度の支給実績と同数）に対して支給することを目標とする。 ・（平成29年目標）婚姻件数：20件（平成28年実績）婚姻件数：17件 <p>この目標が実現された場合、婚姻率は3.1%となり、平成28年（28.1.1～28.12.31）吉賀町の2.7%を上回る見込みである。</p>
実施期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
所要見込額	1,080 千円
事業内容	<p>1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 婚姻による新生活支援事業 所要見込額 1,080千円 新規に婚姻した世帯（世帯所得340万円未満の世帯に限る）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃借に係る経費に対する支援を行う。 積算根拠 6（件）× 240 千円（上限）× 3/4 = 1,080千円 ※17件（平成28年婚姻件数）× 0.4（町内の20～40代の夫婦のうち、合計所得が340万円未満の夫婦の割合）＝6件 ※平成28保育所利用料階層 第2及び第3段階（住民税所得割非課税世帯）の割合が全体の約30%であるため、20件×30%＝6件</p> <p>2 引越費用に係る支援 婚姻による新生活支援事業 所要見込額 1,080千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（世帯所得340万円未満の世帯に限る）の婚姻に伴う引越しに係る経費に対する支援（引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費に限る）を行う。</p>
その他必要事項	
<p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「所要見込額」には、結婚新生活支援事業実施計画全体の補助金所要額を記入すること。また、金額の根拠となる資料を添付すること。 2 「事業の趣旨・目的」には、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。 3 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。 4 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。 	